平成26年度第4回佐倉市行政評価懇話会

- 1 日 時 平成26年10月21日(火)午後1時30分~
- 2 会 場 佐倉市役所 1号館3階会議室
- 3 内 容(議事)
 - (1) 部局との意見交換
 - (2) 平成26年度施策評価について
 - (3) その他
- 4 その他
- (1) 事務連絡等(事務局)

資料

- · 資料 1 平成 26 年度評価対象施策 (施策評価資料)
- ・資料 2 平成 26 年度行政評価懇話会スケジュール
- ·資料3 5章基本施策3 説明資料
- ・資料4 6章基本施策8 説明資料

実施計画書(第3回改訂版) その他参考資料

平成26年度佐倉市行政評価懇話会スケジュール(案)

| 日時(予定) | 回数 | 内容(予定) |
|-------------------------------------|-----|--|
| 7月30日(水) (午後3時00分~) 1号館3階会議室 | 第1回 | ・平成25年度行政評価の報告・平成26年度の行政評価について(行政評価懇話会意見交換対象基本施策の選択)・意見交換 |
| 8月26日(火) (午後1時30分~) 1号館3階会議室 | 第2回 | ・対象となる基本施策についての企画担当説明 (必要に応じて現場確認)・意見交換について |
| 9月17日(水) (午後1時30分~) 1号館6階会議室 | 第3回 | ・部局との意見交換(環境部) |
| 10月21日(火) (午後1時30分~) 1号館3階会議室 | 第4回 | ・部局との意見交換(土木部、企画・総務部) |
| 11月18日(火) (午後1時30分~) | 第5回 | ・意見交換内容の確認 ・行政評価に関する全体的な意見について |
| 12月15日 (午後2時00分~) | 第6回 | • 意見書のとりまとめ |
| 1月 日 (時 分~) | 第7回 | • 意見書提出 |

道路環境が充実した安全で快適なまちにします

1 佐倉市の現状と他市比較・分析について

- Q1. 県道、国道、市道の歩道設置率について
- Q2. 歩道率の近隣市との比較

2 歩道整備について

- Q3. 市は歩道をどの程度力を入れて整備しようとしているのか。
- Q4. 観光拠点への歩道整備について (人を誘導する歩道整備がされているか。駅からどの程度歩道が整備されているか)
- Q5. 電柱など障害物の多い住宅地道路の歩道整備について (人が通りやすくする工夫)
- Q 6. バリアフリーの状況について。カートや車いすが通れる市道がどの程度整備されているのか。

3 道路整備について

- Q7. 道路の補修計画の優先順位。市として道路をどう整備していくか全体像が捉えられる計画はあるか。
- Q8. 交通危険箇所の把握と解消、警察との連携について
- Q9. 市民の声に寄せられた苦情や要望の傾向(資料用意)
- Q10. 道路整備・補修の財源とコスト(5m 直すといくら補修費がかかるかなど)
- Q11. 毀損箇所の応急処置についてどの程度迅速に対応できているか

1 佐倉市の現状と他市比較・分析について

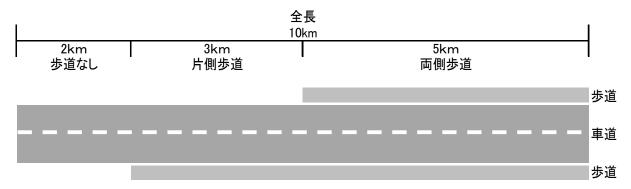
Q1 県道、国道、市道の歩道設置率について

平成25.4.1現在

| 区分 | 市内延長 | 歩道設置 | 歩道設置率 | 備考 |
|----------|------------|---------------------|--------|----|
| 国道 51 号 | 7.980m | 7,980m | 100.0% | |
| 国道 296 号 | 19,125m | 17,012m | | |
| 県道 | 31,491m | 13,846m | | |
| 市道 | 1,172,899m | $120,786\mathrm{m}$ | 10.3% | |
| 合計 | 1,244,064m | 159,624m | | |

- ・道路構造令による歩道だけでなく、歩車を縁石等により区分している構造を含む。
- ・県道の市内延長には、八千代印旛栄自転車道線(L=11,192m)を除く。
- ・国道 296 号、県道の歩道延長は左右の合計値で集計している。(下図参照)

国道 296 号、県道の歩道延長の考え方



| 全長 | 10 km |
|-------|--|
| 歩道延長 | 13 km ※片側歩道3km + 両側歩道5km × 2 |
| 步道整備率 | ※実際の歩道整備率は、80%だが、全長(10km)と歩道延長(13km)から 算出すると130%(13÷10)となってしまう。 |

Q2 歩道率の近隣市との比較

平成25.4.1現在

| | 市道延長 | 歩道設置 | 歩道設置率 | 備考 |
|------|------------|----------------------|-------|----|
| 佐倉市 | 1,172,899m | $120,786 \mathrm{m}$ | 10.3% | |
| 習志野市 | 294,712m | 117,204m | 39.8% | |
| 流山市 | 618,653m | 112,571 m | 18.2% | |
| 八千代市 | 548,335m | $135,180{\rm m}$ | 24.6% | |
| 成田市 | 1,071,241m | 124,788m | 11.6% | |

- ・道路構造令による歩道だけでなく、歩車を縁石等により区分している構造を含む。
- ・佐倉市以外は、各市への聞き取り数値。

2 歩道整備の方針等について

- Q3. 市では歩道をどの程度力を入れて整備しようとしているのか。
 - ① I・Ⅱ級幹線道路のうち、交通量が多く、かつ通学路に指定されている路線や 観光に資する路線を中心に歩道整備を進めております。

(直弥 I - 3 5 号線、臼井田 I - 4 2 号線、羽鳥 I - 1 7 号線)

②都市計画道路などの幹線道路の整備については、歩道整備も併せて行っております。

(井野・酒々井線、勝田台・長熊線)

- Q4. 観光拠点への歩道整備について
 - (人を誘導する歩道整備がされているか。駅からどの程度歩道が整備されているか) 観光拠点への誘導といたしましては、次のような施策を実施、実施予定です。
 - ① I -42 号線においては、国道 2 9 6 号からふるさと広場までの歩道整備を実施しております。
 - ②平成27年度(来年度)京成佐倉駅から歴史博物館までのルートにおいて、着色などにより、来館者を誘導する試みを行う予定です。
 - ③駅周辺においては、観光客だけでなく、歩行者の安全のため、点字ブロックの 設置や切り下げ等の改修などを行っております。
- Q5 電柱など障害物の多い住宅地道路の歩道整備について

(人が通りやすくする工夫など)

- ①基本的に、交通量が少ない住宅地の道路は、歩車共存道路として歩道の整備は 行っておりません。
- ②電柱が障害となり、歩行スペースが確保できない箇所で、U字溝の切り回し、 電柱の民地への移設などを行ったことがあります。
- Q6 バリアフリーの状況について。カートや車いすが通れる市道がどの程度整備されているのか。

カートや車いすが通れる市道の整備延長だけの資料はありませんが、道路の新設、改良を行う場合は、「バリアフリー法」に基づく、整備に努めております。

また、駅前広場など人が多く集まる区間においては、改修等を行っております。

3 道路整備について

Q7 道路の補修計画の優先順位。市として道路をどう整備していくか全体像が捉えられる計画はあるか。

○優先順位の考え方について

平成22年度に平成23年度から平成27年度の実施5箇年計画作成時に、市内の幹線道路を中心に、路面の状況、補修跡、重要性、補修要望などを加味し、補修計画を策定して、順次道路補修を実施しております。また、今年度次期5か年計画を策定するため、路面性状調査をI、II級幹線など120km実施し、その結果をもとに補修計画を策定いたします。

Q8 交通危険箇所の把握と解消、警察との連携について

不定期であるが、佐倉警察署から過去の交通事故データーを確認し、幹線道路 整備方針の改定に生かしております。

また、地域より要望が提出された場合には、佐倉警察署に規制看板等の設置要望などを行っております。

Q9 市民の声に寄せられた道理に関する苦情や要望の傾向

(平成25年度)

・要望件数・内訳(自治会等からの要望書)

| 内容 | 件数 |
|--------|-----|
| 道路 | 301 |
| 排水 | 132 |
| カーブミラー | 63 |
| 街灯 | 16 |
| 合計 | 512 |

・市政へのご意見・市政相談

| 内容 | 件数 | |
|--------|-----|--|
| 道路 | 79 | |
| 排水 | 11 | |
| カーブミラー | 9 | |
| 街灯 | 6 | |
| その他 | 24 | |
| 合計 | 129 | |

教育委員会からの通学路整備要望

| 内容 | 件数 |
|-------|----|
| 通学路整備 | 13 |
| 合計 | 13 |

・要望書以外の要望件数・内訳

| 内容 | 件数 | |
|--------|-----|--|
| 道路 | 559 | |
| 排水 | 312 | |
| カーブミラー | 48 | |
| 街灯 | 12 | |
| 合計 | 931 | |

・穴うめ・ミラー調整等で即対応したもの

| 内容 | 件数 | |
|----|-----|--|
| 合計 | 590 | |

| 要望等の総合計 | 2175 |
|---------|------|
|---------|------|

○傾向と対応について

道路通行に支障となる草の除去や側溝の清掃について、地区自治会等で数多く行っていただいておりますが、住民の高齢化などにより作業が困難となり、行政で実施してもらいたい旨の要望が多くなってきております。市の財政状況が悪化する中で維持管理に要する経費増額が難しい状況であり、その対応が課題となっております。

道路は自分たちの施設であり、自分たちで維持管理を行おうとする考えをもっていただければ、解決への道になると考えます。

今後も、『道路里親制度』での協力を積極的にアピールしてまいります。

Q10 道路整備・補修の財源とコスト(5m 直すといくら補修費がかかるかなど)

◆財源

道路補修の財源としましては、一般財源で行っていましたが、平成24年度の補 正予算から、国の緊急経済対策により55%の交付金を活用できるようになり、今 年度も対象事業として実施しております。

◆コスト

道路の区分けとして、1日当たりの大型車の計画交通量により舗装構成が異なっておりますので、それぞれの補修費を提示します。

5 m 当たりのアスファルト舗装補修費

| 舗装種別 | 大型車の交通量(台/日・方向) | 補修費 (円) |
|------|-----------------|-------------|
| A交通 | ~ 250未満 | 48,500 |
| B交通 | 250~1,000未満 | 108,800 |
| C交通 | 1,000~3,000未満 | 1 2 0,0 0 0 |

[※] 舗装構成図は資料3-1を参照。

Q11 毀損箇所の応急処置についてどの程度迅速に対応できているか

道路が損傷している旨の連絡、又は道路パトロール等により損傷を発見した場合は、 速やかに現場状況の確認を行い、通行の安全性確保を第一とし作業を行い、損傷の原 因を特定すると共に軽微なものについては、その場での対処を行っております。

また、原因者が特定できた場合は、原因者への連絡とその対応についての依頼を行い、安全性を確保した上で引き継ぎを行っております。

なお、損傷等が甚大なものや市民生活に大きな影響があるものについては、(一社) 佐倉市建設業防災協会の応援を受けて対応しており、佐倉警察署へ緊急工事の届出を 行った上で工事の準備が出来次第の対応としております。

6 章基本施策 8

適正な行政運営の確立に努めます

1 定員管理について

- Q1正規職員以外の非正規の雇用経費はどれくらいあるのか
- Q2定員数減少の問題点
- Q3人材確保、年代の是正について (多様な雇用形態、資格保有者確保)
- Q4 女性の登用について
- Q5 保育園の非正規雇用について

2 組織編制について

Q6スタッフ制のメリット・デメリットについて

3 チャレンジドオフィスについて

- Q7市の法定雇用率
- Q8チャレンジドオフィスの現状と課題

3 職員研修について

- Q 9 研修計画策定の経緯等
- Q10 30 代の資格保有者、資格取得受講者の状況について
- Q11 職員の要望と研修のマッチングについて

4 広域対応・スケールメリットについて

Q12 スケールメリットのメリット、デメリットについて 資料 4-1

1 定員管理について

Q1 正規職員以外の非正規の雇用経費はどれくらいあるのか

| | | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
|---|---------------------------|-----------|-----------|-----------|------|
| 1 | 臨時職員総任用数 | 877 | 899 | 888 | 564 |
| 2 | 賃金総額(千円) ※一般会計と特別会計の合計 | 876,165 | 872,268 | 873,163 | _ |
| 3 | 人件費総額 (千円) ※決算統計ベース | 8,348,040 | 8,443,601 | 8,407,823 | _ |
| 4 | 2/(2+3) ×100 | 9.5% | 9.4% | 9.4% | |

※項目①: 平成23年度、24年度、25年度は各年度の総任用数。任用期間の長短に関わらず 当該年度内に任用されていた者の総数。平成26年度は平成26年4月1日現在の任用数

※項目①:賃金総額には水道事業特別会計は含まない。

※項目③:決算統計ベースの人件費総額

※項目④:賃金総額を人件費とみなした場合の人件費総額に対しての割合

Q2 定員数を減少させたことにより、問題点は発生していないか

地方分権による権限移譲により、業務が増え、職員一人が担当する業務も増加している問題があります。

Q3 多様な雇用形態と資格保有者の確保について

(多様な雇用形態の具体的内容)

(1) 社会人経験者採用

[目的] 即戦力として活用できる人材を確保するため。年齢構成で人員が少ない 30歳台の層を補強するため。

平成24年度、平成25年度の採用試験にて実施

平成25年度採用者数 14名

平成26年度採用者数 9名

(2) 自己推薦採用(文化芸術、スポーツ、学術分野において全国レベルの顕著な 実績、成果を収めた者)

[目的] より魅力ある多彩な人材を幅広く採用するため。

平成25年度の採用試験から実施

平成26年度採用者数 1名

(資格保有者確保のための対策・手段)

(3) 資格者保有者採用

[目的] 即戦力として活用できる人材を確保するため。

①学芸員資格保有者採用

平成24年度、平成25年度の採用試験にて実施

平成25年度採用者数3名(学芸員資格保有者)

平成26年度採用者数 0名(1名採用予定でありましたが、辞退されたため)

②情報処理技師

平成24年度の採用試験にて実施

平成25年度採用者数2名

③社会福祉主事

平成26年度の採用試験にて実施

(現在、選考中)

Q4 女性の登用について

- ①指導的地位を占める女性職員についての登用率
 - ・ 5級副主幹職員、男女合わせて82名のところ、

女性職員は17名、20.7%の登用率

・6級課長相当職職員、男女合わせて74名のところ、

女性職員は10名、13.5%の登用率

- ・行政職7級部長相当職は、該当者なし。男性26名
- ②今後の登用について

今後の女性職員の登用促進のため、各所属での仕事を通じての人材育成(女性職員に企画立案等を率先して行わせる、事業のリーダーを任せる等)が重要になってくると考えております。

総務課といたしましては、希望制の派遣研修に加えて、総務課において人選する指名方式を導入し、人事育成を図っているところです。

Q5 保育園の非正規雇用について

正規職員数を増やすため、平成23年度から育休代替任期付職員制度を導入し、 これまで臨時職員を配置していた育児休業や育児短時間職員の代替に、任期付職 員の任用を開始しました。

また、平成 24 年度に保育士任期付職員採用試験を実施し、8 名の保育士を平成 25 年度~平成 27 年度末までの 3 年間の任期付で任用いたしました。

平成 28 年度から、佐倉東保育園は民営化の予定であり、民営化後は佐倉東保育園の正規職員を各保育園に配置できるため、この期間のみ安定した保育を確保するため、8 名の任期付職員の任用を行いました。

2 組織編制について

Q6スタッフ制のメリット・デメリットについて

市では、平成14年4月からスタッフ制を、平成16年10月から部内における 弾力的な人員配置を実施しており、人員の柔軟な配置体制を整えることにより、効 率的な組織運営に努めております。 スタッフ制のメリットについては、①年度途中においても事務事業の執行に適した体制を柔軟にとることができ、職員の効率的な活用により事務配分の合理化と繁閑の調整が図られること、②意思決定階層のフラット化により、意思決定及び事務処理の迅速化が図られること、③係間の壁が取り払われることにより、グループ員の協業体制が進み、セクショナリズムの解消につながること、などが一般に挙げられます。

一方、デメリットについては、①指揮命令系統、業務の境界があいまいになるおそれがあること、②担当者とリーダーのみが情報を共有する状態が生じるおそれがあること、③職員がより広範な事務に精通する必要があり、業務の専門性が高い職場では効果を活かしきれないこと、などが挙げられます。

3 チャレンジドオフィスについて

Q7市の法定雇用率

- (1) 市長部局 2.57% (法定障害者雇用率 2.3%)
- (2) 教育委員会 2.42%(法定障害者雇用率 2.2%)
- ※教育委員会は法定障害者雇用率が、市長部局より0.1%低い
- (3) 上下水道部 1.75% (法定障害者雇用率 2.3%)

※上下水道部に関しては、法定障害者雇用率は下回っておりますが、法定雇用障害者数を達成する ための必要人数は、算定上0人となるため、問題はありません。

(4) 市長部局・教育委員会・上下水道部合算数値 2.53%

Q8チャレンジドオフィスの現状と課題

平成25年度までは、3名体制(職員1名、就労支援員1名、事務員1名)で運営していましたが、平成26年度から、5名体制(職員2名、就労支援員1名、事務員2名)に拡大しています。

今後は、業務拡大とともに、比較的困難な業務を担当するコースと軽易な業務を行 うコース等に業務を区分し、幅広い人材の育成を行っていきたいと考えています。

4 職員研修について

Q9研修計画策定の経緯等

平成 24 年度までは、人材育成基本方針に基づき、毎年度の研修実施計画を策定しておりましたが、その上位計画はありませんでした。

このことから、人材育成の基本方針に基づき、職員研修を通じた人材育成を効果的、 効率的に推進するための基本計画を検討し、第4次佐倉市総合計画の前期基本計画の 方針と連動を図った、研修基本計画(平成25年度~平成27年度)を策定いたしまし た。

平成25年度からは、研修基本計画に基づき、毎年度の研修実施計画を策定し、研

修を実施しております。

※研修基本計画は、職員研修の基本方針や研修区分、職員研修の進め方を定めたものです。

Q10他の自治体で、30代の資格保有者が少ない・資格を取りたがらないという話があるが、佐倉市ではどうか。

現状におきましては、資格取得に伴う支援事業については、実施しておりませんが、 共済会の福利厚生制度において、資格取得、通信教育などの助成事業を実施しており ます。

なお、資格取得後は、職員からの申請に基づき、人事台帳に記録をしております。

Q11 研修計画の課題に職員の要望と研修のミスマッチがあるとのことだがどのよう にマッチングを図っていくか。

研修実施後には、必ずアンケートを実施しております。そのアンケートの結果に基づき、職員の要望等を考慮し、研修の改善を図っております。

5 広域対応・スケールメリットについて

Q12 広域化によるメリット、デメリットについて 資料 4-1

広域行政について

佐倉市が加入している一部事務組合

一部事務組合とは2つ以上の地方公共団体が、事務の一部を共同で処理するために設立する特別地方公共団体です。設立されると、その事務に関する権限は、各構成市町から一部事務組合に移ります。ごみ処理、消防、火葬など、さまざまな事務処理のために各地で設立されています。

| 名 称 | 主な仕事 | 構成市町 | 設立日 |
|-------------------|--|--|------------|
| 印旛郡市広域市町村圏事務組合 | 職員の採用試験及び共同研修、水道用水供給事業、軽費老人ホーム、地域農林業センター、第二次救急医療機関運営事業、共通課題の連絡調整 | 成田市、佐倉市、四街道市、 八街市、印西市、白井市、富 里市、酒々井町、栄町 | 昭和47年9月7日 |
| 佐倉市、酒々井町清掃組合 | ごみ処理 | 佐倉市、酒々井町 | 昭和41年1月7日 |
| 印旛衛生施設管理組合 | し尿処理 | 佐倉市、四街道市、八街市、 富里市、酒々井町 | 昭和38年4月5日 |
| 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 | さくら斎場運営 | 佐倉市、四街道市、酒々井 町 | 昭和40年7月15日 |
| 印旛利根川水防事務組合 | 下利根川右岸の水防 | 成田市、佐倉市、四街道市、八千代市、印西市、白井市、酒々井町、栄町 | 昭和39年4月13日 |
| 佐倉市八街市酒々井町消防組合 | 消防活動 | 佐倉市、八街市、酒々井町 | 昭和47年4月1日 |
| 千葉県市町村総合事務組合 | 市町村等職員の退職手当の支給、交通災害共済、消防公務災害補償等不服申立て審査等(千葉県市町村公平委員会) | 千葉県内全市町村(56市町村)、43一部事務組合、1広域連合 | 昭和30年11月 |